

## 無効審判請求書の「請求の理由」欄の記載例

### 1. 意匠の無効審判請求書の「請求の理由」の書き方

意匠登録無効審判の請求書の「請求の理由」欄の記載については、意匠法第52条において準用する特許法131条第2項にその記載要件が定められており、「請求の理由」には、「請求の趣旨」欄において無効にすることを求めた意匠登録が意匠法第48条第1項各号のいずれかに掲げる無効事由に該当することについて、「意匠登録を無効にする根拠となる事実を具体的に特定し、かつ、立証を要する事実ごとに証拠との関係を記載しなければならない」とされています。

したがって、意匠登録無効審判の請求書の「請求の理由」は、この記載要件を満たすような方法で記載する必要があります。

このように、意匠登録無効審判の手続に関する事項は、特許無効審判の場合にほぼ準じるものですが、意匠独自の部分もあることから、新規性（意匠法第3条第1項第3号・公知意匠に類似する意匠）について、以下説明します。

#### 1. 1 「請求の理由」の「項分け記載」について

意匠登録無効審判の請求の理由の記載についても、特許法と同様の理由から「項分け記載」を推奨しています。無効審判請求書の「請求の理由」欄には、以下の項目に分けて無効審判請求人の主張・立証等を順次記載します。

##### (1) 「本件登録意匠」

本件登録意匠の特定を行います。本件登録意匠は、意匠公報に記載のとおりですが、この項目において、登録番号、意匠に係る物品を記載し、本件登録意匠の内容については、本件登録意匠が掲載された意匠公報（写し）を別紙に参考資料として添付し、その旨を記載することが望ましいと考えられます。

##### (2) 「手続の経緯」

無効審判を請求している意匠登録について、その出願から意匠権の設定の登録に至るまでの手続の経緯（出願日、登録日、登録意匠公報の発行日）を記載します。

##### (3) 「無効理由の要点」

本件意匠登録を無効にすべき法律上の根拠（意匠法第48条第1項各号に掲げる無効事由のいずれに該当するか）を証拠の表示とともに簡潔に記載します。

##### (4) 「本件意匠登録を無効とすべき理由」

以下の小項目に従って、本件意匠登録を無効とすべき理由を述べます。

① 本件登録意匠の要旨

本件登録意匠と証拠に記載された意匠との対比及び相互の類否に関する請求人の主張をするに必要な程度に、特に、下記④及び⑤の記載を明確にするために、本件登録意匠を構成する要素又はその態様を具体的に記載します。

その際、本件登録意匠の構成態様を示す各部に名称等を付して記述するときは、その部分と名称等の対応を示す図面を別紙として添付します。また、その図面を適宜文章中に挿入して記載しても構いません。

なお、事案によって、本件登録意匠の構成態様を具体的に文章によって記述することなく、下記④又は⑤の記載を明確にすることができる場合には、本件登録意匠を表す図面等、あるいはその各部に名称等を付したのものによって、本件登録意匠の要旨の記載に代えても構いません。

② 先行意匠が存在する事実及び証拠の説明

登録意匠が新規性を欠如する旨の無効理由の根拠となる先行意匠が存在する事実を、その事実を立証する証拠（先行意匠が記載された文献等）を引用しつつ具体的に記載します。その際、本件登録意匠との関連において、証拠文献等に記載された先行意匠の要旨を①と同様に記載します。

③ 先行周辺意匠の摘示

ここでいう「先行周辺意匠の摘示」は、請求人が、本件登録意匠と先行意匠とを対比し両意匠の類否に関する主張を行うに際して、それを根拠付けるために、関連の公知意匠等を提示して説明することです。その場合、その先行周辺意匠が存在する事実を示すために、その周辺意匠の書誌的事項等を記載し、提示された意匠の内容の確認の便のため、その写し又は概要を別紙に参考資料として添付します。

必要があれば、意匠マップ（相互関係を図示したもの）等にしてその趣旨を明確にします。

④ 本件登録意匠と先行意匠との対比

上記①本件登録意匠の要旨及び②で特定された先行意匠の要旨に基づき、両意匠の共通点及び差異点について説明します。この場合、意匠を構成する各部分の形態を示す各図面を対比したものを挿入して、説明しても構いません。

⑤ 本件登録意匠と先行意匠との類否

本件登録意匠及び先行意匠、並びに先行周辺意匠等についての記載に基づ

き、上記④で抽出した両意匠の共通点及び差異点について、より深く検討して、本件登録意匠が先行意匠に類似する理由を明確にすべく、両意匠の類否についての主張を記載します。

(5) むすび

請求の趣旨を理由付ける結論として、本件意匠登録は、無効の理由が存在しこれを無効とすべきものである旨を記載します。

**1. 2 その他の留意点**

(1) 図面等の添付

先行周辺意匠等、審判請求の理由中に記載された意匠については、当該意匠の図面又はその概要を表した図面等を参考資料又は証拠として提出します。(なお、意匠法施行規則第14条の様式第13における備考を参照してください。)

## 1. 3 請求の理由の記載例

### 【記載例】 先行意匠と類似する登録意匠の場合

#### (1) 本件意匠登録

意匠登録第……号

意匠に係る物品「〇〇〇〇」 (別紙参照)

#### (2) 手続の経緯

出 願 令和〇〇年〇〇月〇〇日

登 録 令和〇〇年〇〇月〇〇日

掲載公報発行 令和〇〇年〇〇月〇〇日

(意匠登録第……号公報)

#### (3) 無効理由の要点

本件登録意匠は、本件意匠の出願前に頒布された刊行物である甲第〇号証に記載された意匠に類似する意匠であり、意匠法第3条第1項第3号の規定により意匠登録を受けることができないものであるため、本件意匠登録は同法第48条第1項第1号に該当し、無効とすべきである。

#### (4) 本件意匠登録を無効とすべき理由

##### ① 本件登録意匠の要旨

本件登録意匠は、意匠登録第……号の意匠公報に記載のとおり、意匠に係る物品を「〇〇〇〇」とし、その形態は、基本的構成態様が、〇〇を……とし、△△を……としたものである。

そして、各部の具体的態様は、××部について、……とし、◇◇部について、……としたものである。

##### ② 先行意匠が存在する事実及び証拠の説明

甲第〇号証は、本件登録意匠の出願前、・・・年・・・月・・・日に頒布された刊行物、〇〇社発行の「・・・」・・・年・・・月・・・日号第〇〇頁に記載された「〇〇〇〇」の意匠であって、その形態は、基本的構成態様が、〇〇を……とし、△△を……としたものである。

そして、各部の具体的態様は、××部について、……とし、◇◇部について、……としたものである。

##### ③ 先行周辺意匠の摘示

××部について、本願登録意匠と同様に……としたものは、以下の例が存

在し、本願登録意匠の出願前から公然知られている。

イ. ◇◇株式会社が、○年○月○日に発行したカタログ「□□」、第○頁に所載の「○○」の意匠  
(甲第○号証参照)

ロ. 意匠登録第……号 意匠に係る物品「○○」 (甲第○号証参照)

④ 本件登録意匠と先行意匠との対比

意匠に係る物品は、両意匠ともに「○○○○」に関するものであり、同一の物品である。

その形態については、以下の共通点と差異点が認められる。

すなわち、(1) ○○を……とし、(2) △△を……とした基本的構成態様、及び各部の具体的態様につき、(3) ××部について、……とし、(4) ◇◇部について、……とした点が共通する。

一方、各部の具体的態様につき、(イ) ▽▽部について、本件登録意匠は、……としているのに対して、甲第○号証に記載の意匠は、……としている点、(ロ) ×××部について、本件登録意匠は、……としているのに対して、甲第○号証に記載の意匠は、……としている点が相違する。

⑤ 本件登録意匠と先行意匠との類否

両意匠の類否を検討すると、共通する基本的構成態様は、具体的態様の共通点と共に、両意匠の基調を形成しているのに対して、(イ) の▽▽部の差異点については、……であり、(ロ) の×××部の差異については、……であるから、いずれも類否判断に与える影響は微弱である。

また、これらの差異点を総合しても、両意匠の共通感を凌駕するものではないので、本件登録意匠は、甲第○号証に記載の意匠に類似するものである。

(5) むすび

したがって、本件登録意匠は、意匠法第3条第1項第3号の規定により意匠登録を受けることができないものであり、その意匠登録は同法第48条第1項第1号の規定に該当し、無効とすべきである。